

# 平成 27 年 1 月使用分から、キャンセル制度が変わります。

札幌市では、区民センター・コミュニティセンター・地区センターの申込方法を、より利用しやすく、分かりやすく、公平な制度とするため、平成 27 年 1 月以降の使用分から、キャンセル制度を以下のように変更します。

## ＜変更内容＞

	<b>変更前</b> (平成 26 年 12 月末の使用分まで)		<b>変更後</b> (平成 27 年 1 月以降の使用分から)
貸室の変更 1 回限り 6 日前まで	<u>料金の高い貸室への 変更のみ可能</u>		<u>料金の高低に関わらず 変更が可能※</u>
キャンセル の申出日	<u>15 日前まで</u> 【キャンセル料金】 申込当日～15 日前（半額） 14 日前～使用日（全額）		<u>6 日前まで</u> 【キャンセル料金】 申込翌日～6 日前（半額） 5 日前～使用日（全額）
講師都合の キャンセル の特例	サークル等の講師の都合によりキャンセルをした場合についてのみ、5 日前までキャンセル可能（キャンセル料なし）		<b>特例の廃止</b> 理由に関わらず、キャンセル料金は上記の取扱いで統一

※貸室の変更は使用日の変更も可能です。

※ただし、ホール全面からホール半面及びその他の貸室への変更はできません。

## ＜変更の適用時期＞

平成 27 年 1 月以降の使用分から適用します。（ホールは 3 ヶ月前、貸室は 2 ヶ月前から予約・キャンセルが可能）

### 【変更に関するお問い合わせ先】

- ・札幌市市民まちづくり局地域振興部区政課（TEL 211-2252）
- ・東区市民部地域振興課（TEL 741-2429）
- ・各センターの受付窓口